

荷待ち時間の記録義務付けについて(省令改正)

○貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令の概要

1. 背景

今般、トラックドライバーの長時間労働の要因の1つとなっている荷待ち時間の削減を図る上で、荷待ち時間を生じさせている荷主への勧告等の発動に係る確認の一助等とするため、貨物自動車運送事業輸送安全規則に定める乗務記録の内容等について、所要の改正を行った。

2. 概要

(1) 乗務等の記録(第8条関係)

第8条では、一般貨物自動車運送事業者及び特定貨物自動車運送事業者(以下「一般貨物自動車運送事業者等」という。)は、事業用自動車に係る運転者の乗務について、当該乗務を行った運転者ごとに休憩又は睡眠をした場合の地点・日時等の記録をするよう定めているところ、荷主の都合による荷待ち時間の実態を把握し過労運転の防止につなげる観点から、

- ・集荷及び配送を行った地点(以下「集荷地点等」という。)
- ・集荷地点等への到着日時及び集荷地点等からの出発日時
- ・集荷地点等における荷積み及び荷卸しの開始及び終了日時

についても乗務記録の対象として新たに追加することとする。(ただし、車両総重量又は最大積載量が一定のトン数以上の車両を対象とする。)

(2) 適正な取引の確保(第9条の4関係)

第9条の4では、一般貨物自動車運送事業者等は、輸送の安全を阻害する行為を防止するため、荷主と密接に連絡し、及び協力して、適正な取引の確保に努めなければならないと定めているところ、荷待ち時間を解消するためには荷主の理解と協力が不可欠であることから、荷主の都合による荷待ち時間に起因する運転者の過労運転又は過積載による運送の防止についても、適正な取引の確保の努力義務の目的として新たに追加することとする。

3. 改正のスケジュール

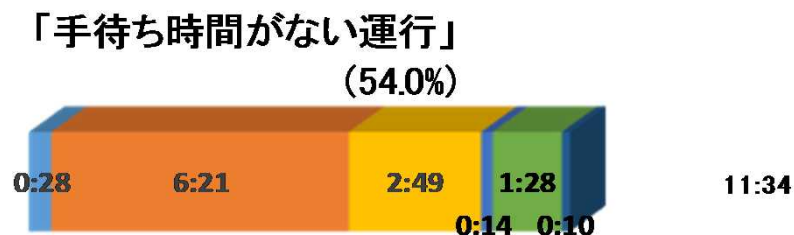
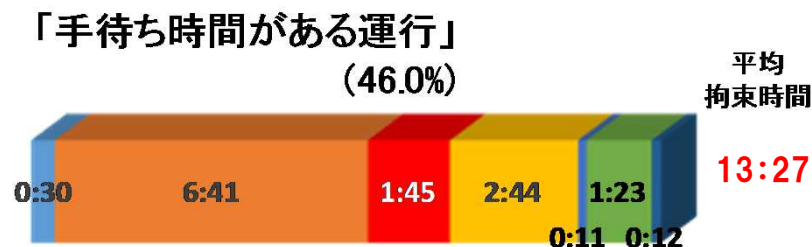
公布:平成29年5月31日

施行:平成29年7月1日

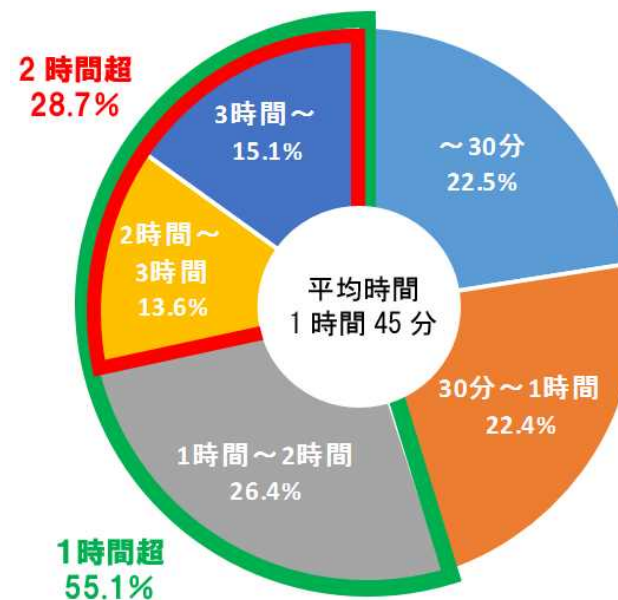
トラックドライバーの労働条件

- ▶ トラックドライバーの長時間労働の要因のひとつは、荷主庭先での長時間の荷待ち時間・荷役時間
- ▶ 荷主企業と運送事業者が一体となって、**荷待ち時間の削減、荷役作業の効率化等**長時間労働の改善に取り組むことが重要

1運行の平均拘束時間とその内訳
(手待ち時間の有無別)



1運行あたりの手待ち時間の分布



出典：トラック輸送状況の実態調査 (H27)